

# 不動産取引における 消費者への情報提供のあり方に関する 調査検討委員会報告書について

調査研究部

宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明は、近年説明項目が増加する傾向にあり、消費者にとって何が重要であるかがわかりにくくなっています。そうした指摘を踏まえ、国土交通省は、消費者が取引を行うに当たって必要とする情報を消費者が理解できる形で適切に提供する方法を検討することとし、当機構が業務を受託して、平成18年9月に「不動産取引における消費者への情報提供のあり方に関する調査検討委員会」（座長：岡本正治 弁護士・立命館大学大学院法務研究科教授）を設置し、3回にわたり、重要事項説明の合理化に向けた見直しについて検討を行いました。

本委員会では、消費者や宅地建物取引業者へのアンケート調査やヒアリング等により把握した重要事項説明の実態を踏まえ、現行制度の課題を抽出し、その対応策について検討が行われました。

今後は、さらに、売買や賃貸、新築や中古などの取引形態ごとの取引実態等を十分に踏まえながら、①重要事項説明書の説明前交付、②重要事項説明書に記載すれば口頭の説明までは不要とする項目の整理、③重要事項説明書のひな型や各項目についての解説書・専門用語集の作成やインターネットへの掲載といった本委員会で打ち出された対応策の制度化を視野に入れた具体的な検討が進められるそうです。

標題の報告書の本文は、平成18年12月20日公表され、国土交通省ホームページの「報道発表資料」（<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/kisha.html>）に参考資料と共に掲載されています。当機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp/>）からもご覧になれます。